

議案第54号

福岡市特別職職員等の議員報酬，報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を  
改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは，他の地方公共団体の特別職職員との均衡等を考慮して，非常勤の特別職職員のうち，行政委員会の委員等について，報酬の支給制限の規定を整備する必要があるによる。

福岡市特別職職員等の議員報酬，報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を  
改正する条例

福岡市特別職職員等の議員報酬，報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4項を第5項とし，第3項を第4項とし，第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前条の法第203条の2第1項に規定する者が疾病その他の理由によりその職責を果たすことができないと認められるときは，報酬の全部又は一部を支給しないことができる。この場合において，報酬の一部を支給するときの額は，規則で定めるもののほか，前項の規定の例により計算した額とする。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。